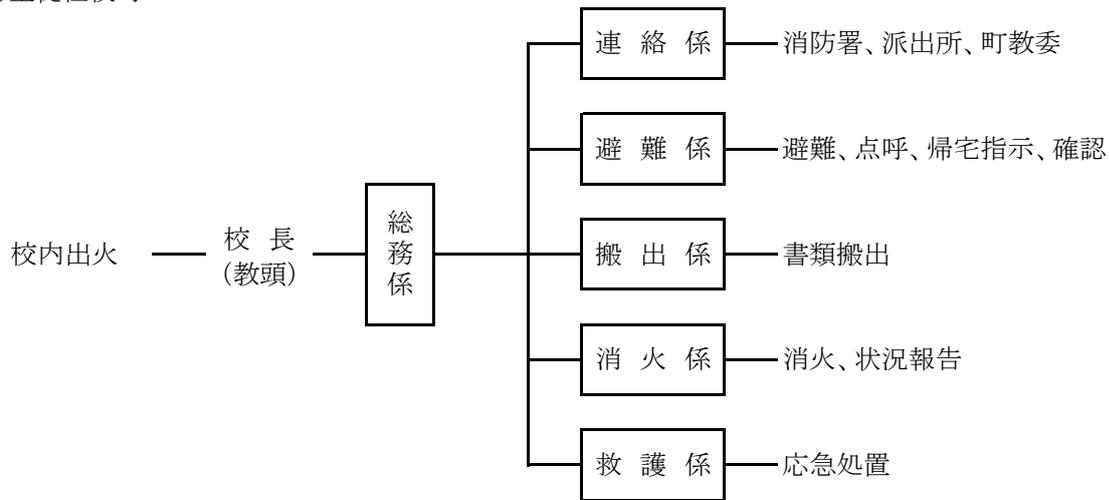


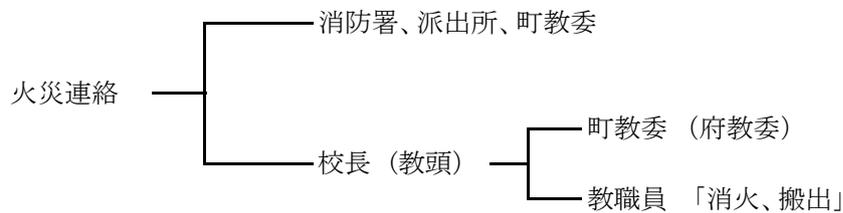
火災・地震等発生時の避難について

(1) 火災の場合

①生徒在校時



②夜間・休日等



(2) 地震の場合

①担当教員の指示により、机の下又は運動場に避難する等、状況を見極め、適切な判断をし、生徒の安全を守る。

②他の教職員は火気の始末、電源遮断後に避難する。

③夜間・休日等、学校が無人の時に災害が起こった場合は、緊急連絡網により、教職員に連絡する。

(3) 緊急災害時の生徒の登校について

台風・地震・大雨・大雪等、緊急災害が予想される場合、又は発生した場合の生徒の登校については、下記のようにする。

なお、前日に学校からの指示があった場合は、その指示に従う。

記

- 1 午前7時の時点で、「豊能町」に気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）が発令されている場合、自宅待機して登校をみあわせる。
- 2 午前7時以後、上記警報が解除されれば、登校する。ただし、警報解除後も安全が確保できない状況であれば登校をみあわせる。
- 3 午前9時の時点で上記警報が続いておれば、休校とする。
- 4 大地震（震度「5弱」以上または「危険なとき」）が起こったとき、登校をみあわせ、学校から連絡があるまでは自宅待機とする。

<震度「5弱」の地震とは？>

- ・すわりの悪い置物の多くが倒れ、窓ガラスが割れて落ちることがある。
- ・補強されていないブロック塀が崩れることがある。
- ・道路に被害が生じることがある。